信濃川水系流域委員会下流部会 公開規定(案)

第1条(目的)

本規定は、信濃川水系流域委員会下流部会規約第6条に基づき、信濃川水系流域委員会下流部会(以下、「部会」という。)の公開方法を定めるものである。

第2条(部会開催の通知)

部会の開催については、記者発表を行うとともに、信濃川下流河川事務所ウェブサイトにより一般に周知する。

第3条(部会の傍聴)

部会は傍聴可とし、傍聴に関し必要な事項は別途定めるものとする。

第4条(資料の配付)

部会で委員に配付される資料は、貴重種の存在状況等を示す資料など、公開すること が適切でないものを除き、部会の場で傍聴人にも配付する。

第5条(資料の公開)

部会で委員に配付された資料は、貴重種の存在状況等を示す資料など、公開すること が適切でないものを除き、ウェブサイトにて公表する。

2 事務局は、部会終了後速やかに議事録を作成し、発言者に確認後、ウェブサイトにて 公表する。なお、プライバシーに関わる事項等、情報公開にそぐわない内容は記載しな いものとする。

第6条(その他)

本規定の変更や本規定に定めのない事項については、部会で定めるものとする。

附則 (施行期日)

本規定は、令和2年 月 日より施行する。